

越谷中町 浅間神社 御手洗石

平成四年十一月二十一日 郷土研究資料

越谷中町浅間神社

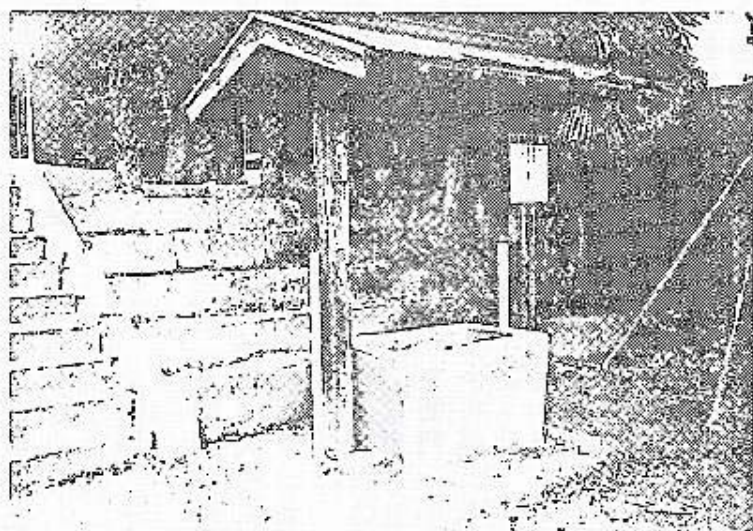
御手洗石

越谷市郷土研究会

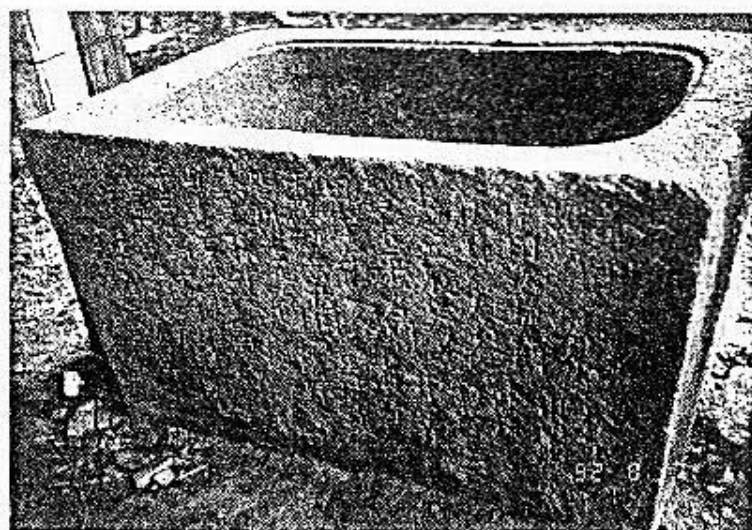
理事 山崎善



越ヶ谷中町 浅間神社
御手洗石



越ヶ谷中町浅間神社・御手洗石



浅間神社・御手洗石裏面奉納者名

所在地 越谷市越ヶ谷中町 7-1-26
浅間神社境内

越谷市越ヶ谷中町4674地内

種別 御宝前手洗石

起立年月日 右側 延宝三乙卯年

左側 九月吉日

寸方 高さ 70センチ 間口 110センチ

手洗鉢内法 間口 87センチ

奥行 70センチ 奥行 50センチ 長方形 楕円形

裏面記名

会 浜 宇 荻 小 鈴 田 高 皆 鈴 山 平 小 遠 大
久
野 田 野 田 江 木 中 崎 川 木 崎 田 菅 藤 塚
七 一 三 久
重 源 郎 養 辰 平 午 長 左 孫 吉 郎 郎 孫 右
之 左 衛 之 衛 兵 十 兵 兵 左 兵 兵 衛 門
治 介 門 益 助 門 助 衛 門 郎 衛 衛 門 衛 門

松 山 荻 細 井 浜 馬 浜 堀 岩 横 広 原 会
田
下 田 原 野 野 田 野 場 瀨 根 木 勘 田
三
文 興 長 五 彦 郎 弥 吉 重 伊 彦 左 衛 權
兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 衛 直 四
衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 郎

越ヶ谷領 四町野村

浅間社 社地 周り 四拾間 同断 別当真言 迎撰院の持。

右は、四丁野組同寺別当、今、相別れ別村に相成候、

越ヶ谷の歴史散歩

当社は、江戸時代、越ヶ谷中町の鎮守で在りながら、越ヶ谷の隣村四町野村の領分で、四町野村真言宗迎撰院の別当社で在った。

明治二十二年の町村合併の際、飛地の交換が行われ、以後、越ヶ谷の領分となる。自後、町内の持。

註、元来、四町野村の内、日光道中筋と成りたる為に、越ヶ谷宿が出来、二村に別れる事となる、之の時、四町野村の村内として、浅間神社・久伊豆神社が、迎撰院の別当社として残されたもので在る。

越ヶ谷 瓜の蔓

大沢町本陣名主 福井猷貞 記

一、元禄八御検地名所請之百姓、九分通退転仕候得共、只々屋敷之名而已相附、文化九所持之者記之、
一、御検地名所請候屋敷八、他二渡り当時外百姓二相成候者、其訳荒増記之、又名所之子孫無田地二候共
当時住居罷在候者又後記ス。

発起人

御手洗石に記名の在る者は二十九家であるが、御手洗石の奉獻されたのが延宝三乙卯（一六七五）、其の時代の越ヶ谷宿の、主高百姓の現況が推測出来る貴重な資料である。

「越ヶ谷瓜の蔓」の刊行は、文化九年（一八一二）以後であるが、「元禄八年（一六九六）御検地名所請之百姓、九分通り退転仕候得共、文化九年所持之者記之」と記している。

浅間神社の御手洗石に刻まれている、延宝三乙卯（一六七五）当時の家々は、文化九年此の時代既に、九分通り退転して居り、越ヶ谷瓜の蔓を参照して、推測出来る家は十三軒程度で、半数にも満たない始末である。

現在該当する家系は四軒程で、推測可能な者に、記録を充てはめると次の如くとなる。

裏面発起人名

会田重治

本町三丁目東側、会田八右衛門屋敷？、（大野計量屋）往古北大名主屋敷、後、西大名主浜野藤右衛門と申相勤候処、伴藤五郎不届之儀有之、於六本木獄門に被仰付、不在罷候共、名主役相勤候身分ニ而取締方不行届旨、役義御取放有之、八右衛門壱人名主ニ相成申候、会田八右衛門義、後退転。

浜野源介

本町三丁目西側、浜野藤右衛門屋敷之儀、（鏡電氣）西大名主退転後半軒宛品々相渡り、当時境屋吉兵衛、三河屋下田源次郎兩人に而半軒宛所持罷在候。

浜野藤右衛門悴、酒狂にて相長じ不埒故、跡役難相勤、宝永・正徳之年間元屋敷株田畑質流に相成、江戸表江罷出御奉公相勤罷在候。

乍然御番屋敷跡百姓地に相成候、源助名所半軒株之儀、地守は市兵衛と申者江預置同藤蔵地へ入候処、右藤蔵死後、悴丈太郎名所に相成持伝候得共、天明八申年右半株之儀、百姓吉兵衛悴清兵衛方江質流地仕候、所相違無御座候。

宇田 次郎左衛門
萩野 養益
小久江 辰之助

不明
不明
不明

鈴木 平衛門

本町二丁目東側、平衛門儀、(宇田川呉服店)寛永以後より代々請所持也、年寄も相勤申候旧家也、鈴木党之本家也。

田中 午之助

本町三丁目西側、一、田中吉右衛門屋敷之儀、(鍛冶倉履物・藤城呉服)宝曆中より富田屋伊左衛門所持仕候。

附、田中吉右衛門先祖之儀、元和中河内国より来り、越谷草創之列二代々々寄役相勤来、田中党之本家也。元株三町七反其の外多分有之八町余之処、今程半軒外屋敷似罷在候、云々。

一、百姓弥惣右衛門先祖之儀、田中吉右衛門と申、元和以後、河内国より者、西組年寄り相勤申候家柄二而越谷田中党之本家二而出羽・八右衛門・藤左衛門杯と申合、町取立同様之筋目二候。

高崎 長兵衛

本町二丁目西側、高崎伝兵衛屋敷之儀、(亀屋と四ツ目屋の間)附、伝兵衛子孫之儀、袋町に当時罷在候、よこれ万五郎也。

鈴木 孫十郎

本町二丁目西側、一、百姓源右衛門儀、(佐々木乾物店)中古鈴木平右衛門分地也

山崎 吉兵衛

本町二丁目東側、山崎長右衛門屋敷之儀、(中村洋品店)七十年前以前退転、其後右地面種々人手に渡り申候、今程中町麴屋市兵衛半軒、大沢本陣福井權

右衛門半軒所持致候事。

一、伝右衛門屋敷、新町油屋長右衛門・葛餅屋忠兵衛（都築蕎麦屋・中村ガラス店）近来所持致申候、油長之儀、新町住居也、忠兵衛之儀ハ、養父忠兵衛鈎上村より来商内ニ而取立、天明以後百姓と成申候、

皆川 七左衛門
平田 三郎兵衛
小菅 一郎左門
大塚 久右衛門
松下 文兵衛
松田 興兵衛
山田 長兵衛
荻原 不明

不明
不明
不明
不明
不明
不明
不明
不明

遠藤 孫兵衛

本町二丁目西側、遠藤十左衛門之儀、（関谷酒店）

一、医師遠藤宗績ハ、元和中落着之者、代々名所も持居申候、
一、同重左衛門儀ハ、（関谷酒店）古来より之百姓ニ而一株也、乍然遠藤党之本家也、今半株ハ宗績所持也。

細野 五兵衛

本町三丁目西側、一、細野五兵衛屋敷六兵衛之儀、（元天芳・会田屋）

先祖三雲平兵衛、忰・又兵衛・六兵衛・五兵衛と御入国以来代々所持罷在、御高札場・橋番等勤来、御伝馬役除来候、宝曆初半軒塩谷吉兵衛へ相渡申候得共、当組旧家也。

浜野 三郎兵衛

本町二丁目西側、一、浜野屋平七屋敷之儀、（旧関口青果）

森田半兵衛中古所持、夫よ森田半兵衛中古所持、夫より鍋屋佐兵衛江相渡、享保年中より佐兵衛弟長左衛門分家也。

浜野 吉兵衛

本町二丁目西側、四ツ目屋浜野次郎右衛門屋敷之儀、(松本洋品店)

今、小左衛門所持、当平井小左衛門儀ハ、享保以後三州より来り居酒屋渡世致し、安永年中より盛ニ成申候。

堀 重兵衛

本町三丁目西側、一、田中吉右衛門屋敷之儀、(鍛冶倉・藤城呉服)

宝曆中より富田屋堀伊左衛門所持仕候、掘党之本家也。

田中吉右衛門屋敷ハ、富田屋伊左衛門儀、居所之屋敷ニ而訳ル。

百姓富田屋堀伊左衛門は、元禄年中大近江より来取立申候、掘党之本家也。乍然、大家に成候得共、伊左衛門名所之地面一切無之候。

一、同弥次右衛門屋敷、(柳瀬床屋・金久保茶舗)九兵衛・シホ吉兵衛所持罷在候、弥次右衛門之儀、返転仕候。

一、元木下八郎右衛門屋敷、(遠藤山田屋)百姓富田屋長右衛門は、安永年中伊左衛門分地也。

一、裏株屋敷、(笹屋呉服)富田屋弥兵衛・同伊左衛門兩人に而半軒宛所持、弥兵衛は富田屋伊左衛門分地富田屋五郎兵衛跡也。

附、中町松坂屋九兵衛と申ハ、富田屋伊左衛門分家、今返転ニ而牛嶋村出生、富田屋勘藏之分家、天明八年之頃より百姓と相成申候。

一、利右衛門屋敷、(元東電跡)百姓富田屋文次郎ハ、富田屋伊左衛門之

下人ニ而登戸村出生、天明年中右之所へ分家、百姓ニ相成、半株八塩吉所持。

一、紀之国屋半右衛門屋敷之儀、(中町会所・稲葉屋・鈴木青果)宝曆年中より富田屋伊左衛門所持之、

井田 彦兵衛
馬場 弥兵衛
岩瀬 伊之松
横根 彦兵衛
広木 忠左衛門
原田 勘兵衛直勝

不明
不明
不明
不明
不明
不明

会田 権四郎

本町一丁目東側、会田権四郎之儀、(池田屋パチンコ店)

寛永年中より代々権四郎所持之旧家也。

姓は、会田と申、会田出羽より拜領の名字に而有之由、依之本町市場地割元も致候上、中古年寄も相勤申候家柄にて、市場通料等取来之候殺屋彦右衛門之本家也。

以上の如く、越ヶ谷瓜の蔓を参照して、其の所在を照合して該当する者を、記すと以上の如くなるが其の場所に、居住する者は見当たらず、僅かに其の子孫、又は、分家等で其の名を継承する一族が見えるのみである。

その他の者は、町内には名字を名乗る者も無い始末である。栄枯盛衰は世の習とはいえ、往時の宿場町への賦課の厳しさが窺えるものである。